

鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領

1 対象工事

鳥取県が発注する全ての治山工事及び林道工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。なお、発注者は、災害対応等のやむを得ない事情により、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合、現場説明書等に対象外とする作業と期間を明示すること。

2 用語の定義

(1) 現場閉所による週休2日

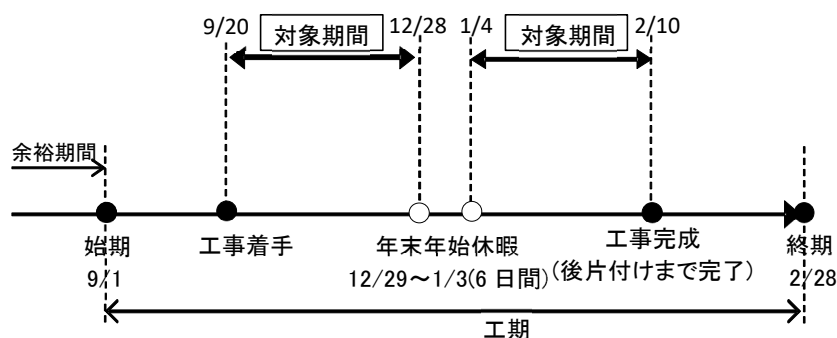
現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（工事看板の設置、現場事務所の設置等現場作業を開始する日）から工事完成日（後片付け期間を含む）までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、1により発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

【例】工期が始期9/1～終期2/28の工事の場合



(3) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 実施確認

受注者は、現場閉所の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日等取得実績書」参照）を工期末の14日前までに提出すること。なお、発注者から実績書の提出を求められた場合は、その都度提出すること。

4 積算方法等

（1）補正係数

現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 機械経費（賃料）

補正前の機械経費（賃料）に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

ウ 市場単価

市場単価に表2に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による加算率及び補正係数を乗じるものとする。

表2

名 称	区 分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02

防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

エ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に表 3 に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による補正係数を乗じるものとする。

表 3

名 称	区 分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02

オ 共通仮設費率

補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

カ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。前項により算出された現場管理費率に、表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

現場説明書等において現場閉所による週休 2 日に取り組む旨を明記するとともに、当初予

定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、月単位の4週8休の補正係数を除し、請負代金額を減額変更するものとする。

5 実施上の留意点

- (1) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。
- (2) 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、「県の治山工事及び林道工事における週休2日工事」である旨を現場説明書等に明示すること。
- (3) 発注者は、土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始及び夏季休暇を現場閉所日（以下「休日」という。）とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。
なお、農林水産部及び地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局をいう。）が発注する、治山工事に係る保育及び保安林改良事業においては、植栽等の施業適期を考慮したうえで、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13 林野庁指導部長通知）の第10適切な工期の設定を参考に工期を設定すること。
- (4) 発注者は、対象期間中においても必要に応じて現場閉所の実施状況を受注者に確認し、達成の見通しを把握すること。
- (5) 受注者は、週休2日工事の対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合、必要に応じて監督員と協議を行い、当該期間を週休2日の対象外とすることができる。
- (6) 週休2日工事において、月単位の4週8休又は通期の4週8休が達成できなかったとしても、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。

附則

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

この要領は、令和7年5月15日から施行する。

この要領は、令和7年10月10日から施行する。